

【声明】

生活保護法「改正」案の衆議院本会議での可決に抗議し、 参議院で断固廃案を求める

2013年6月4日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

5月29日に審議入りした生活保護法「改正」案（以下「改正」案）は、わずか2日間の審議で、31日、衆院厚生労働委員会での採決が強行され、本日6月4日衆院本会議で自民、公明、民主、みんな各党などの賛成多数で可決された。

「改正」案の内容は、申請にあたっての書類提出の義務付け、扶養義務の強化（親族への保護開始の通知、親族への調査権限の強化等）などが盛り込まれており、困窮する要保護者に対して制度を利用しづらくし、国民を制度から締め出すものとなっている。これまでも書類の不備や親族の扶養などを理由に申請を受け付けない、いわゆる「水際作戦」が横行し、申請を断られ餓死するという事件まで起きている。現行では口頭での申請が認められ、扶養も要件とはされていない。しかし、保護の要件ではない扶養義務者の扶養についても事実上要件化するものであり、親族に知られたくない、迷惑をかけたくないからと申請を断念させることにもつながる。

採決にあたって自民、民主、公明、みんなの4党から修正案が出され書類提出について、「特別の事情があるときはこの限りでない」という文言がつけくわえられたが、「特別の事情」について判断するのは、福祉事務所の判断となるため、申請権が侵害される危険性など、問題の根本は何も変わっていない。

そもそも生活保護の捕捉率は2割程度と国際的にみても低く、必要な世帯に生活保護が行き渡っていないことこそが問題である。

国民を生活保護制度から一層遠ざけ、国民の生存権を侵害する「改正」案を十分な審議もせずに採決することは断じて許されない。衆院厚生労働委員会および本会議での採決強行に強く抗議し、参議院で断固廃案を求める。

あわせて、8月からの生活保護基準引き下げについても、中止を求める。